

多賀城市消費生活 わかからず

第14号

5月は消費者月間です
ともに築こう 豊かな消費社会
誰一人取り残さない

消費生活相談を 受け付けています

市役所2階の消費生活相談窓口(市民相談室)には、消費生活相談員がおり、悪質商法や契約・取引のトラブルなど消費生活に関する相談や苦情をお聞きし、問題解決に向けた助言やあつせんを行っています。
消費者トラブルは、年々複雑多様化しています。一人で解決するのは簡単ではなく、問題がさらに複雑になってしまふことがあります。消費者トラブルに巻き込まれたと思ったら、すぐにご相談ください。相談は無料で、面談と電話で対応しています。相談内容によっては、より専門的な機関

等をご案内する場合があります。

消費生活 出前講座

青少年への金銭教育から高齢者に対する悪質商法の注意喚起まで、消費生活に関する出前講座を開催しています。地域の会議やイベントなど、短時間でも出前講座をお受けしています。受講希望の方(団体)は、下記連絡先までお申込みください。費用は無料です。



消費生活相談状況

平成29年度に多賀城市市民相談室で受け付けた消費生活相談のうち、件数の多かったものを紹介します。
*架空請求・不当請求 41件
大手企業を騙ったメールや、公的機関を装ったはがきなどの架空請求についての相談が多くありました。
*通信販売 41件
1度のみで購入のつもりで商品を購入したら定期購入となっていた。注文した商品とは違う商品が届いたなどの相談がありました。
*多重債務 39件
多重債務に陥ってしまった場合の解決の仕方について、専門機関などの紹介を行いました。
*その他
その他に相談が多く寄せられたものは、不動産トラブルや訪問販売、電話勧誘販売などがありました。

そのへハガキ 架空請求です

「国民訴訟お客様管理センター」などと名乗る機関から「訴訟最終通知書」と記載されているハガキが届いたとの相談が多く寄せられています。

ハガキには公的機関を思わせる差出人で、「民事訴訟」、「現預金、動産や不動産、給与等の差し押え」「訴訟取り下げ最終期日」など不安をおおるような言葉を用いて訴訟の取り下げについてすぐ電話をするように誘導します。

最近では、ハガキに保護シールを貼って送付されてくることもあり、より不安をおおる仕組みとなっています。決して相手に連絡せず、無視してください。不安な場合は市民相談室に相談してください。



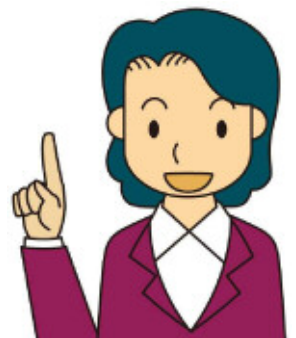
多賀城市消費生活相談窓口(市民相談室) 市役所2階
電話: 022-368-1141 内線237・238

市木・さざんか

- 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)
午前8時30分～午後5時
- 専門の相談員がおります。
お気軽にご相談ください。
秘密は厳守いたします。

土曜日、日曜日のご相談は、
宮城県消費生活センターを
ご利用ください。
受付時間: 午前9時～午後4時
電話: 022-261-5161

身に覚えのない請求
が来たり、消費生活
で困ったら、ご相談
ください。



市花・あやめ